

## 第23回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月31日（金）午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）
3. 出席委員 16名
4. 欠席委員 2名
5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第20号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第21号	現況証明願いについて
日程第4	議案第22号	農地法第4条の規定による許可について
日程第5	議案第23号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主任
7. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は16名であります。

定足数に達しておりますので、第23回大樹町農業委員会総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、14番 守澤 芳弘委員、16番 金曾 浩文 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会、業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成31年4月25日の第22回総会以降で、報告されていない業務について報告いたします。

### 農業委員会業務報告

#### 1. 会議関係

- (1) 5月10日(金) 第2回大樹町議会臨時会  
役場4階議場 会長出席
- (2) 5月13日(月) 大樹町営牧場運営委員会  
役場2階中会議室 会長出席、代理欠席
- (3) 5月16日(木) 第3回大樹町議会臨時会  
役場4階議場 会長出席
- (4) 5月20日(月) 現地調査 第1班  
賃貸あっせん1件、現況証明1件、農地転用5件
- (5) 5月21日(火) 農地等あっせん委員会 第2班  
売買あっせん1件
- (6) 5月26日(日)～28日(火) 平成31年度全国農業委員会会長大会  
十勝農業委員会連合会 東京都 会長出席
- (7) 5月30日(木) JA大樹町定期総会  
JA大樹町会議室 会長出席

#### 2. 農地あっせん報告について

あっせん年月日及びあっせん班 令和元年5月20日 第1班

形態 賃貸借

申出者 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在 (地番) 他6筆

面積 合計103,811㎡

価格 10a当り3,500円

あっせん年月日及びあっせん班 令和元年5月21日 第2班

形態 売買

申出者 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在 (地番) 他1筆

面積 合計75,710㎡

価格 12,550,000円 (10a当り165,764円)

あっせん年月日及びあっせん班 令和元年5月21日 第2班

形態 売買

申出者 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

あっせんの内容

土地の所在 (地番) 他1筆

面積 合計20,214㎡

価格 3,310,000円 (10a当り163,747円)

### 3. 農地法第5条の規定による許可の専決について

番号1番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 他3筆

面積 合計54,498㎡のうち26,146㎡

目的 農業体験宿泊の休憩所としてウッドデッキ・テントの設置、駐車場、  
収穫体験用通路

北海道農業会議意見書年月日 令和元年5月17日

許可年月日 令和元年5月20日

### 4. 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

農地所有適格法人報告書について、7法人から提出がありました。書類等の内容については、いずれも完備されておりましたので、書類を受理し、添付資料「法人要件確認書」のとおり報告致します。

### 5. その他

作況調査 5月13日・29日実施結果

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第20号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第20号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は4件でございます。申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第20号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 949㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

解約申入日 平成31年4月11日

解約成立日 平成31年4月11日

土地引渡日 平成31年4月11日

解約通知日 平成31年4月11日

解約形態 合意による解約

契約年月日 平成27年4月1日

期間 10年

農業経営基盤強化促進法による貸借

番号 2 番

所在 (地番) 以下計 6 筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 118,514 m<sup>2</sup>

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

解約申入日 令和元年 5 月 7 日

解約成立日 令和元年 5 月 7 日

土地引渡日 令和元年 5 月 7 日

解約通知日 令和元年 5 月 7 日

解約形態 合意による解約

契約年月日 平成 28 年 1 月 1 日

期間 3 年

農業経営基盤強化促進法による貸借

番号 3 番

所在 (地番) 以下計 2 筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 73,216 m<sup>2</sup>のうち 42,649 m<sup>2</sup>

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

解約申入日 令和元年 5 月 7 日

解約成立日 令和元年 5 月 7 日

土地引渡日 令和元年 5 月 7 日

解約通知日 令和元年 5 月 7 日

解約形態 合意による解約

契約年月日 平成 30 年 9 月 1 日

期間 3 年

農業経営基盤強化促進法による貸借

番号 4 番

所在 (地番) 以下計 3 筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 44,763 m<sup>2</sup>  
貸付人 (地区) (氏名)  
借受人 (地区) (氏名)  
解約申入日 令和元年5月7日  
解約成立日 令和元年5月7日  
土地引渡日 令和元年5月7日  
解約通知日 令和元年5月7日  
解約形態 合意による解約  
契約年月日 平成28年5月1日  
期間 5年  
農業経営基盤強化促進法による賃貸借

合意解約の成立状況については、次のページをご覧ください。

農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であるので、知事の許可を必要としない合意解約であり、成立しているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより議案第20号、番号1番から4番の農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を採決いたします。  
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決定されました。  
日程第3、議案第21号、現況証明願いについての件を議題といたします。  
提案説明を求めます。

水津局長

議案第21号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「現況証明願い」は1件でございます。

申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第21号、現況証明願いについて説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 以下計3筆

登記簿地目 山林

現況地目 畑

面積 合計36,546㎡

判定地目 畑

利用状況 普通畑

所有者 (地区) (氏名)

申請者 (地区) (氏名)

目的 登記簿地目を現況地目に変更登記するため

現地調査 令和元年5月20日 第1班 宮嶋 班長

この案件は、登記簿地目を山林から畑に変更登記するための申請でございます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番について、調査班より、調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番

議案第21号、番号1番について報告いたします。

宮嶋委員

申請内容については、事務局より説明があったとおりです。5月20日に第1班・各地区担当委員と共に現地調査を行っております。

申請地は、畑として利用されており登記簿地目を変更することに支障はないと班では判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第21号、現況証明願いについての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4、議案第22号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第22号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は5件でございます。内容は、農作収穫物堆積場の農地転用が1件、農業用施設の農地転用が4件でございます。

その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第22号、農地法第4条の規定による許可について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地 (農業用施設用地に変更申請中)

面積 合計15,298㎡のうち1,844㎡

申請人 (地区) (氏名)

形態 転用

申請事由 育成牛舎の建設

時期 許可の日から永年間



工期 許可の日から令和元年12月31日

計画内容

育成牛舎 1棟 1,465.55㎡

通路・作業場 378.45㎡

合計 1,844.00㎡

許可基準 農地法第4条第6項

現地調査 令和元年5月20日 第1班 宮嶋 班長

転用基準のうち立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっており、本転用申請と合わせて農業用施設用地への用途変更の手続きを行っております。

一般基準については融資証明書により資金の確認も取れており、また既存施設や圃場の配置から周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れもないと考えられます。

許可理由は農地法第4条第6項の規定による転用となります。

また、チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は不要となります。なお本案件は許可に係る土地が大樹町及び（隣接市町村）の2以上の市町村の区域にわたる転用となりますので、北海道農政部の事務処理の特例に関する条例第2条に規定される「市町村が処理することとする」事務の例外となっており知事許可案件となるため、本総会でお認めいただきましたら、農業委員会の意見書を付して北海道知事に進達いたします。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号2番

所在（地番） 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地（農業用施設用地に変更申請中）

面積 49,199㎡のうち4,172㎡

申請人（地区）（氏名）

農地所有者（地区）（氏名）

形態 転用

申請事由 育成牛舎の建設

時期 許可の日から永年間

工期 許可の日から令和2年4月30日

計画内容

育成牛舎 1棟 2,408.53㎡

エプロン	3 5 3 . 2 8 m <sup>2</sup>
堆肥置場	5 2 7 . 3 6 m <sup>2</sup>
通路・作業場	8 8 2 . 8 3 m <sup>2</sup>
合計	4 , 1 7 2 . 0 0 m <sup>2</sup>

許可基準 農地法第4条第6項

現地調査 令和元年5月20日 第1班 宮嶋 班長

立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっており、本転用申請と合わせて農業用施設用地への用途変更の手続きを行っております。

一般基準については融資証明書により資金の確認も取れており、また既存施設や圃場の配置から周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れもないと考えられます。

許可理由は農地法第4条第6項の規定による転用となります。

農地所有者の（申請者の父）が経営移譲年金の受給者のため同意をもらい貸借した状態のまま転用を行います。

また、チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

申請面積が3,000m<sup>2</sup>以上となるため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取が必要な案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号3番

所在（地番） 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地（農業用施設用地に変更申請中）

面積 46,310m<sup>2</sup>のうち2,991m<sup>2</sup>

申請人（地区）（氏名）

土地所有者（地区）（氏名）

形態 転用

申請事由 バンカーサイロの建設

時期 許可の日から永年間

工期 許可の日から令和元年10月31日

計画内容

バンカーサイロ	4棟	1, 1 8 3 . 0 0 m <sup>2</sup>
エプロン		3 2 7 . 0 0 m <sup>2</sup>
通路・作業場	1,	4 8 1 . 0 0 m <sup>2</sup>
合計		2 , 9 9 1 . 0 0 m <sup>2</sup>

許可基準 農地法第4条第6項

現地調査 令和元年5月20日 第1班 宮嶋 班長

立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっており、本転用申請と合わせて農業用施設用地への用途変更の手続きを行っております。

一般基準については融資証明書により資金の確認も取れており、圃場との位置関係から周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れもないと考えられます。

許可理由は農地法第4条第6項の規定による転用となります。

農地所有者の（申請者の父）が経営移譲年金の受給者のため同意をもらい貸借した状態のまま転用を行います。

また、チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号4番

所在（地番） 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地（農業用施設用地に変更申請中）

面積 18,062㎡のうち500㎡

申請人（地区）（氏名）

土地所有者（地区）（氏名）

形態 転用

申請事由 農作物堆積場の設置

時期 許可の日から永年間

工期 許可の日から令和元年9月30日

計画内容

農作物堆積場 500.00㎡

合計 500.00㎡

許可基準 農地法第4条第6項

現地調査 令和元年5月20日 第1班 宮嶋 班長

立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっており、本転用申請と合わせて農業用施設用地への用途変更の手続きを行っております。

一般基準については残高証明により資金の確認も取れており、圃場との位置関係から周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れもないと考えられます。

許可理由は農地法第4条第6項の規定による転用となります。

農地所有者の（申請者の父）の同意をもらい貸借した状態のまま転用となってお

ります。

また、チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

番号5番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

農振 農用地 (農業用施設用地に変更申請中)

面積 40,659㎡のうち2,973㎡

申請人 (地区) (氏名)

土地所有者 (地区) (氏名)

形態 転用

申請事由 育成牛舎の建設

時期 許可の日から永年間

工期 許可の日から令和元年11月30日

計画内容

育成牛舎 1棟 850.13㎡

エプロン

通路・作業場 2,122.87㎡

合計 2,973.00㎡

許可基準 農地法第4条第6項

現地調査 令和元年5月20日 第1班 宮嶋 班長

立地基準ですが、農業振興地域整備計画における農用地となっており、本転用申請と合わせて農業用施設用地への用途変更の手続きを行っております。

一般基準については残高証明により資金の確認も取れており、既存施設や圃場との位置関係から周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れもないと考えられます。

許可理由は農地法第4条第6項の規定による転用となります。

農地所有者の(申請者の父)の同意をもらい貸借した状態のまま転用となっております。

また、チェックリスト・配置図等を次ページに添付しておりますので、ご参照願います。

申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会議への意見聴取は不要となり本総会でお認めいただければ許可を出せる案件となります。

工事完了届が提出されたら、地区担当委員と申請通りの転用か確認し工作物が問題なく建っていれば、台帳地目を変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から5番について調査班より調査報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員から報告願います。

4番

議案第22号、番号1番から5番について報告いたします。

宮嶋委員

1番につきまして、経営規模の拡大に伴い、新たに育成牛舎を建設するものです。既存施設や圃場の位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と班では判断いたしました。

2番につきましては、経営規模の拡大に伴い、新たに育成牛舎を建設するものです。

既存施設や圃場の位置関係から他の代替地もなく、また申請地に隣接する畑が一部分断されてしまうような形になりますが、畑としての利用に支障はないと判断しました。

農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断いたしました。

3番につきましては、経営規模の拡大に伴いバンカーサイロを増設するものです。

既存バンカーとの位置関係から他の代替地もなく、効率的な施設整備だと考えられ、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

4番につきましては、農協及び町の補助事業を活用した堆積場の整備の案件です。

圃場との位置関係から他の代替地もなく、効率的な施設整備だと考えられ、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

5番につきましては、経営規模の拡大に伴い育成牛舎を建設するものです。

既存牛舎との位置関係から作業動線等を考慮すると他の代替地もなく、効率的な施設整備だと考えられ、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。

農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより議案第22号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。  
番号1番の案件について、農地転用許可に係る土地が2以上の市町村の区域にわたる転用申請の場合は、北海道知事より権限移譲を受ける事務委任の例外に当たります。  
このことから、本総会で可決後、意見書を付して北海道知事に上程します。  
次に、番号2番の案件について、北海道農業会議に意見照会し、回答を受けたのち農業委員会会長の専決処分するため、許可相当とする事、番号3番から5番の案件について、許可する事で、ご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決定されました。  
日程第5、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。  
提案説明を求めます。

水津局長

議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。  
今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は14件でございます。内容は、所有権移転が3件、新規の賃貸借が1件、輪作に伴う更新が3件、一般更新の賃貸借7件でございます。  
その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。  
以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

番号1番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計40,734㎡

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

売買価格 5,410,000円(10a当り132,813円)

移転時期 令和元年5月31日

引渡時期 対価の支払日

あっせん会議 平成31年4月9日 第3班 金丸 班長

番号2番

所在 (地番) 以下計3筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計46,763㎡

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

売買価格 7,860,000円(10a当り168,082円)

移転時期 令和元年5月31日

引渡時期 対価の支払日

あっせん会議 平成31年4月10日 第1班 宮嶋 班長

番号3番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 49,669㎡

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

売買価格 6,950,000円(10a当り139,926円)

移転時期 令和元年5月31日

引渡時期 対価の支払日

あっせん会議 平成31年4月9日 第4班 穀内 班長

この案件は、譲受人は法人構成員であるため、所属法人に同日付で賃貸借を行います。

1番から3番は、あっせん売買による所有権移転の案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、番号1番の内容についてあっせん班より報告を求めます。

第3班 班長 金丸 栄省 委員より報告願います。

17番

議案第23号、1番について報告いたします。

金丸委員

地区委員を通して中島地区農事組合に周知し、売買の公募をおこないました。

買受者は、あっせん希望者の(譲受人)に会議で決定しました。過去の売買実例から単価を参考に決定し、10a当り132,813円で、総額5,410,000円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく願います。

議長

次に、番号2番の内容についてあっせん班より報告を求めます。

第1班 班長 宮嶋 敏男 委員より報告願います。

4番

議案第23号、2番について報告いたします。

宮嶋委員

地区委員を通して萌和地区農事組合に周知し、売買の公募をおこないました。

買受者は、あっせん希望者の(譲受人)に会議で決定しました。過去の売買実例から単価を参考に決定し、10a当り168,082円で、総額7,860,000円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく願います。

議長

次に、番号3番の内容についてあっせん班より報告を求めます。

第4班 班長代理 宮本 明夫 委員より報告願います。

8番

議案第23号、3番について報告いたします。



宮本委員

地区委員を通して地区農事組合に周知し、売買の公募をおこないました。  
元々賃貸していた（前利用者）があっせんを希望しなかったため、買受者は希望があった（譲受人）に会議で決定しました。過去の売買実例から単価を参考に決定し、10a当り139,926円で、総額6,950,000円であっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
  
(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終了いたします。  
これより議案第23号、番号1番から3番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。  
本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
  
(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり決定されました。  
暫時休憩いたします。

議長代理

再開致します。  
続きまして、番号4番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号4番  
所在 (地番) 1筆  
登記簿地目 畑  
現況地目 畑  
面積 49,669㎡  
貸付人 (地区) (氏名)  
借受人 (地区) (氏名)  
利用目的 畑  
借賃 10a当り5,800円  
始期 令和元年5月31日

終期 令和9年5月31日

期間 8年

新規

地区担当委員 宮嶋 敏男 委員

この案件は、法人構成員である貸付が当該地を購入するため、所属法人である借受人に同日付で賃貸借を行います。

番号5番

所在 (地番) 以下計6筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計118,514㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,000円

始期 令和元年6月1日

終期 令和2年5月31日

期間 1年

輪作による借受人の変更

前利用者 (地区) (氏名)

利用期間 平成28年11月1日から令和元年12月31日

番号6番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計73,216㎡のうち42,649㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,000円

始期 令和元年6月1日

終期 令和2年5月31日

期間 1年

輪作による借受人の変更

前利用者 (地区) (氏名)

利用期間 平成30年9月1日から令和3年12月31日

番号7番

所在 (地番) 以下計3筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計44,763㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,000円

始期 令和元年6月1日

終期 令和2年5月31日

期間 1年

輪作による借受人の変更

前利用者 (地区) (氏名)

利用期間 平成28年5月1日から令和3年3月31日

5番から7番の案件については、輪作に伴う新規の貸付案件となります。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長代理

内容の説明が終わりました。

次に番号4番の内容について地区担当委員より報告を求めます。

地区担当委員 宮嶋 敏男 委員より報告願います。

4番

議案第23号、4番について報告いたします。

宮嶋委員

法人構成員の(貸付人)は通常ではあつせん売買の適格者になることができませんが、所有権移転と同日付で所属法人に貸し付けることを条件に、農地を買い取ることができます。

周辺農地の賃料を参考に10a当り5,800円で賃貸価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長代理

番号5番から7番については、輪作に伴う賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

以上で、報告が終わりました。

これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第23号、番号4番から7番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

続きまして、番号8番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号8番

所在 (地番) 1筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 19,884㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り6,300円

始期 令和元年6月1日

終期 令和6年5月31日

期間 5年

更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号8番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第23号、番号8番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

議長

再開致します。

続きまして、番号9番から14番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

番号9番

所在 (地番) 以下計3筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計60,833㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a当り3,500円

始期 令和元年6月1日

終期 令和6年5月31日

期間 5年

更新

番号10番

所在 (地番) 以下計 7 筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 103,865 m<sup>2</sup>

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 3,500 円

始期 令和元年 6 月 1 日

終期 令和 6 年 5 月 31 日

期間 5 年

更新

更新の案件ですが、元々の賃料は 10a 当り 3,000 円となっておりますが、先の 9 番の案件と貸付人が同様であり所在地も隣接していることから、賃料を上げられないか、と申し出がありました。冒頭で報告のありました賃貸あっせん会議を開催いたしまして、審議の結果 10a 当り 3,500 円とすることで決定いたしました。

番号 11 番

所在 (地番) 以下計 5 筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 52,911 m<sup>2</sup>

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 3,000 円

始期 令和元年 6 月 1 日

終期 令和 6 年 5 月 31 日

期間 5 年

更新

番号 12 番

所在 (地番) 以下 9 筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計 242,376 m<sup>2</sup>

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 6,300円

始期 令和元年6月1日

終期 令和2年5月31日

期間 1年

更新

番号13番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計42,933㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 年額226,000円

始期 令和元年6月1日

終期 令和2年3月31日

期間 10ヶ月

更新

番号14番

所在 (地番) 以下計2筆

登記簿地目 畑

現況地目 畑

面積 合計47,529㎡

貸付人 (地区) (氏名)

借受人 (地区) (氏名)

利用目的 畑

借賃 10a 当り 5,000円

始期 令和元年6月1日

終期 令和2年5月31日

期間 1年

更新

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号9番から14番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第23号、番号9番から14番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(全員異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、6月28日、金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

以上をもって、第23回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。



以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和元年5月31日

会 長 鈴木正彦

委員 (14番) 守澤芳弘

委員 (16番) 金曾 浩文